

令和5年8月9日
危機対策課原子力安全対策室
室長 小坂 幸生
県庁内線 4310
外線直通 076-225-1465

「志賀原子力発電所における石川県・志賀町への 連絡基準に係る覚書」に基づく連絡について

昨晚、北陸電力(株)から「連絡基準に係る覚書」に基づき、「連絡区分Ⅲ」に該当する事象として、下記のとおり連絡があった。

連絡区分Ⅲ：原則として翌月10日までに連絡するもの

参考：北陸電力HP <https://www.rikuden.co.jp/press/atomic.html>

記

志賀原子力発電所1号機 非常用ディーゼル発電機1 台の燃料油漏えいについて

- ・昨日（8月8日）、志賀原子力発電所1号機において非常用ディーゼル発電機3台のうち1台の定期運転試験を行っていたところ、燃料油（軽油）が漏えいしていることが確認された。

→非常用ディーゼル発電機

：発電所外からの電源供給が停止した際、原子炉の冷却を継続するための水を循環させるポンプを稼働させるための発電機

- ・本事象による外部への放射能の影響はない。
- ・漏えい量は約27リットル。現在漏えいは止まっている。
- ・原因は燃料油配管のガスケットに割れがあったため。
- ・北陸電力は今後ガスケットを新品に交換する予定。

→ガスケット：配管接続部に密封性をもたせるために用いる部材